

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となります。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられます。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に照らして、市の初動体制について、以下のとおり定めます。

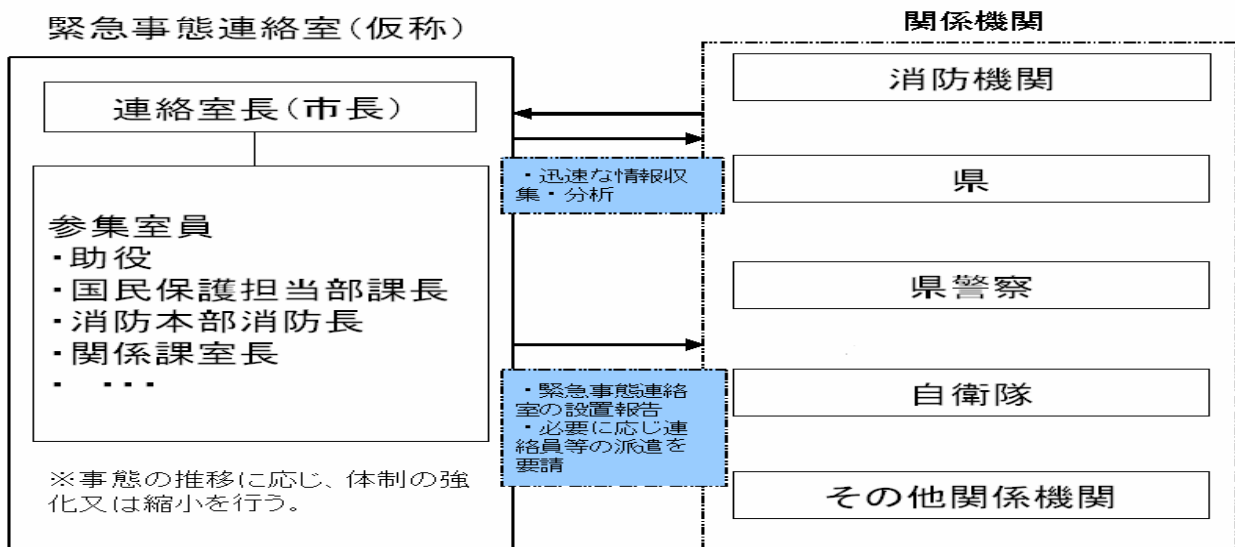
1 事態認定前における緊急事態連絡室（仮称）等の設置及び初動措置

（1）緊急事態連絡室（仮称）等の設置

- ① 市長や消防機関は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、引き続き即報要領に基づき、県及び総務省消防庁に速やかに報告するとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室（仮称）」を設置します。

「緊急事態連絡室（仮称）」は、市対策本部員のうち、国民保護担当部課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成します。

【市緊急事態連絡室（仮称）の構成等】



※ 住民等からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告します。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立します。

- ② 「緊急事態連絡室（仮称）」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室（仮称）を設置した旨について、県に連絡を行います。

この場合、緊急事態連絡室（仮称）は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保します。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室（仮称）」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行います。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行います。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図ります。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行います。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請します。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室（仮称）」を設置した後に、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室（仮称）」は廃止します。

【市国民保護計画に基づく記載例】

1 緊急事態発生時の初動体制

(1) 市災害対策本部（又は市災害警戒本部）の設置

市内で緊急事態が発生した場合、その原因が明らかになるまでの間は、被害の状況に応じて館林市地域防災計画に基づき設置される市災害対策本部（又は市災害警戒本部）により、被害者の救助、災害の拡大防止など、災害対策基本法に基づいて緊急事態発生時の初動措置を実施します。

(2) 市準備本部の設置

原因不明の緊急事態が武力攻撃であることが明らかになった段階でも、国の事態認定前や事態認定後であっても、市に対して本部設置指示が届くまでの間は、市準備本部を設置して、情報収集などを実施します。

市準備本部を設置したときは、下記の機関に対して連絡し、国民保護措置等の実施に備えます。

- ① 国
- ② 県
- ③ 県警察
- ④ 近隣の市町及び消防機関
- ⑤ 指定公共機関及び指定地方公共機関
- ⑥ 医療機関

市準備本部は、県警察、近隣の消防機関などの関係機関を通じて武力攻撃によって発生した災害に関する情報収集に努め、国、近隣の市町、指定公共機関、指定地方公共機関などの関係機関に対して速やかに情報提供を行います。

なお、市準備本部では、消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法などに基づいて実施される避難の指示、警戒区域の設定、救急救助などの応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図ります。

更に、事態認定後においては、退避の指示や警戒区域の設定など、状況に応じて国民保護措置等を行うとともに、必要に応じて、本部設置指定を知事を経由して、国に要請します。

また、緊急事態に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や近隣の市町等に対し支援を要請します。

(3) 市対策本部への移行

当初原因が不明であった緊急事態が、武力攻撃として国において事態認定され、国民保護対策本部の設置指定が閣議決定に基づき通知された場合は、直ちに市対策本部へ移行し、災害対策基本法に基づいて講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく措置を実施するなど、必要な調整を行います。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課・室体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室（仮称）（又は市情報連絡室（仮称））を設置して、即応体制の強化を図ります。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、本市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築します。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定めます。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行います。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けます。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置します（※事前に緊急事態連絡室（仮称）（市準備本部（仮称））を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとします）。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡します。

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎内会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始します（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認します。）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡します。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行います。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ指定します（第1順位、第2順位など）。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により、順位を変更することを妨げるものではありません。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行います。

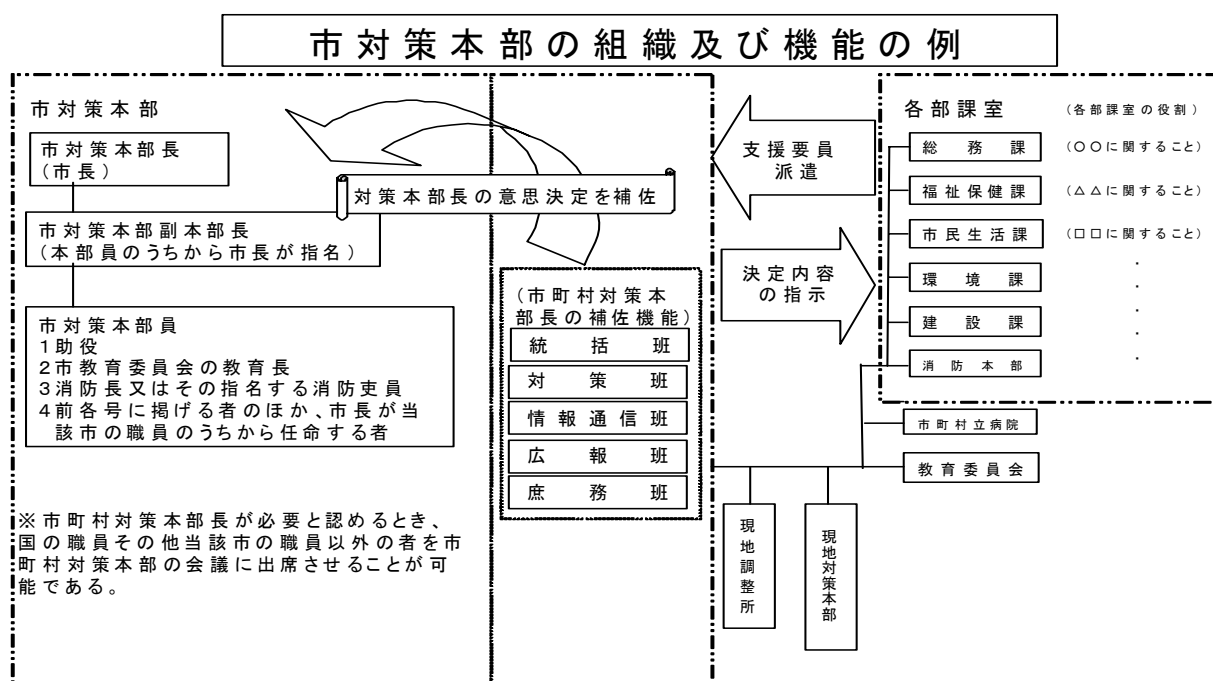
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請します。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとします。

【市対策本部の組織構成及び各組織の機能例】



【市対策本部長の補佐機能の編成例】

班 名	機 能
統括班	- 市対策本部会議の運営に関する事項 - 情報通信班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 - 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	- 市が行う国民保護措置に関する調整 - 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 - 自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項

情報通信班	・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
広報班	・被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

【市の各部課室における武力攻撃事態における業務】

部課名	武力攻撃事態等における業務
市民部行政課	・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・関連機関との連絡調整に関すること ・自衛隊の派遣要請に関すること ・現地配備員との連絡・情報交換に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること ・その他各部に属さないこと
市民部市民参画 推進課	・ボランティアの協力、応援に関すること ・外国人の対応に関すること
市民部情報広聴 課	・災害情報の収集・広報に関すること ・災害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関すること ・災害の報道発表及び啓発宣伝に関すること ・住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・市民相談に関すること ・安否情報の収集にかんすること
市民部市民課	・死体の埋・火葬に関すること
秘書室	・本部長の秘書に関すること ・視察見舞いに関すること
総務部企画課	・部内の連絡調整に関すること
総務部財政課	・災害関係の予算及び資金計画に関すること ・市有施設の被害調査に関すること ・市有施設の被害の応急措置に関すること
総務部税務課 納税課	・住家等建築物被害状況及び人的被害調査に関すること

総務部人事課	・ 職員の動員、派遣要請に関する事
総務部契約検査課	・ 災害関係の物品の購入、請負及び修繕に関する事 ・ 災害復旧工事の入札、契約及び工事検査に関する事
保健福祉部社会福祉課	・ 災害救助の総合的調整に関する事 ・ 義援金品に関する事 ・ 障害者の安全確保に関する事 ・ 社会福祉施設に関する事 ・ 死体の処理に関する事 ・ 所管する避難施設に関する事 ・ 部内の連絡調整に関する事
保健福祉部介護高齢課、養護老人ホーム	・ 高齢者等の安全確保に関する事 ・ 社会福祉施設に関する事 ・ 部内の応援に関する事
保健福祉部こども福祉課	・ 保育園等所管する避難施設に関する事 ・ 部内の応援に関する事
保健福祉部健康推進課、保険年金課	・ 衛生関係災害情報の収集に関する事 ・ 罹災者の医療、救護、助産に関する事 ・ 救護所の設置及び負傷者の収容に関する事 ・ 館林市邑楽郡医師会、医療機関との連絡に関する事 ・ 医療、医薬品等の供給に関する事 ・ 感染症の防疫に関する事
経済部産業政策課、農業振興課、農業委員会事務局	・ 主要食糧品の調達供給に関する事 ・ 農作物・畜産等の被害調査に関する事 ・ 部内の連絡調整に関する事
経済部商工課	・ 商工業関係災害情報の収集に関する事 ・ 生活必需品関係者との連絡に関する事 ・ 店舗、工場に対する災害応急対策に関する事
経済部観光課	・ 観光施設等に関する事 ・ 部内の応援に関する事
都市建設部道路河川課	・ 土木関係災害情報の収集に関する事 ・ 道路、河川及び水路の状況把握及び応急措置に関する事 ・ 道路、橋梁及び河川の復旧に関する事 ・ 部内の連絡調整、情報収集に関する事
都市建設部都市計画課	・ 都市計画道路施工区域内の被害調査及び応急処理・復旧に関する事 ・ 部内の応援に関する事

都市建設部都市整備課、駅西區画整理事務所	・施工区域内の被害調査及び応急処理・復旧に関する事 ・部内の応援に関する事
都市建設部建築課	・市営住宅に関する事 ・応急仮設住宅の建設及び管理に関する事
環境水道部環境課、公園緑地課	・関連施設の被害調査に関する事 ・公園緑地等の災害対策及び被害調査に関する事 ・避難場所等となる公園施設の開設に関する事 ・部内の連絡調整に関する事
環境水道部水道課	・水道施設の被害状況調査に関する事 ・被災地の応急給水に関する事 ・給配水施設の応急修理に関する事 ・指定工事業者との連絡に関する事 ・水質検査及び消毒に関する事
環境水道部下水道課	・下水道施設の被害調査に関する事 ・排水施設の応急措置に関する事 ・指定工事業者との連絡に関する事
環境水道部資源対策課	・被災地の応急的清掃に関する事 ・廃棄物処理に関する事
教育委員会総務課	・教育関係災害情報の収集に関する事 ・関係機関との連絡に関する事 ・学校その他教育施設の被害応急措置に関する事 ・部内の連絡調整、情報収集に関する事
教育委員会生涯学習課	・生涯教育施設の被害の応急措置に関する事 ・婦人会等の協力、応援に関する事 ・所管する避難施設の開設に関する事
教育委員会スポーツ振興課	・社会体育施設及び公園競技施設の応急措置に関する事 ・所管する避難施設の開設に関する事
教育委員会給食センター	・災害時の学校給食に関する事 ・罹災者への炊き出しに関する事
その他の部課	・各部への協力・応援に関する事

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備します。

【市対策本部における広報体制の例】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民等に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。

② 広報手段

広報紙、テレビ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備。

③ 留意事項

ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。

イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。

ウ) 県と連携した広報体制を構築すること。

【関係報道機関一覧】

名 称	連 絡 先
朝日新聞社	☎ 0 2 7 6 - 4 5 - 1 1 4 3
産経新聞社	☎ 0 2 7 6 - 7 3 - 4 5 5 9
上毛新聞社	☎ 0 2 7 6 - 7 4 - 4 3 4 1
東京新聞社	☎ 0 2 7 6 - 6 0 - 3 5 6 0
毎日新聞社	☎ 0 2 7 6 - 7 6 - 2 8 5 5
読売新聞社	☎ 0 2 7 6 - 7 2 - 4 3 4 3
NHK両毛広域報道部	☎ 0 2 7 6 - 4 8 - 0 9 1 2
群馬テレビ	☎ 0 2 7 6 - 4 5 - 6 1 2 1
関東新聞社	☎ 0 2 7 6 - 7 2 - 1 9 5 8
太田タイムス社	☎ 0 2 7 6 - 7 8 - 7 5 4 3
群馬よみうり新聞社	☎ 0 2 7 - 2 5 1 - 4 1 4 3
館林・板倉ケーブルテレビ	☎ 0 2 7 6 - 7 1 - 1 8 2 2

(5) 市現地対策本部の設置

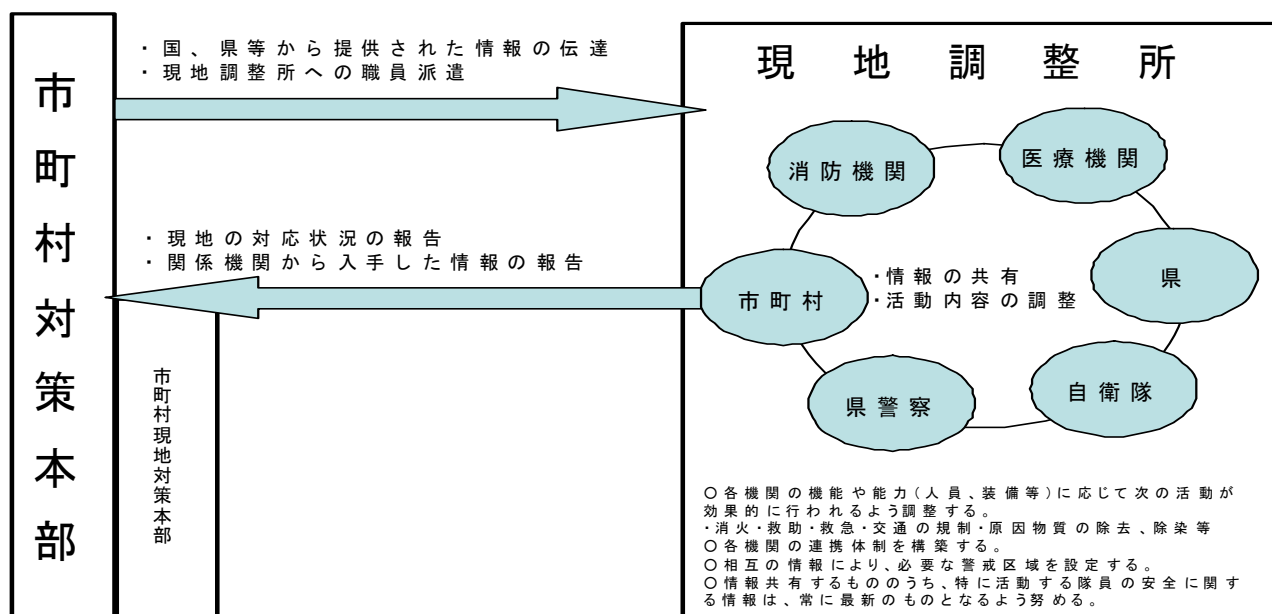
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置します。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから、市対策本部長が指名する者をもって充てます。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

【現地調整所の組織編成】



【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が、原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものです（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように、現地調整所で調整を行うことが考えられます。）。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において、現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般です。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要です。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施、及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資す

る情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となります。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となります。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要ですが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要です（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得えますが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要です。）。

(7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図ります。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、本市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行います。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請します。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めます。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにします。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めます。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について、報告又は資料の提出を求めます。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めます。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行います。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止します。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で、国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を、県の対応に準じ確保します。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、直ちに県にその状況を連絡します。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、館林無線クラブ等の協力を得るなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努めます。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により、密接な連携を図ります。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図ります。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行います。

2 知事、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、本市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行います。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにします。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて本市区域を担当区域とする地方連絡部長又は本市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては本市区域を担当区域とする方面総監を介し、防衛庁長官に連絡します。

なお、実務上の連絡先については、平素から市と自衛隊が調整し、確認しておきます。

- ② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図ります。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求めます。
- ② 応援を求める市との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求めます。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求めます。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにします。

-
- ・ 防衛出動：国会の承認のもと、外部からの武力攻撃及びそのおそれがある場合に、内閣総理大臣の命令により、自衛隊が防衛のために出動。
 - ・ 治安出動：内閣総理大臣の命令により、治安維持のために自衛隊が出動。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行います。
 - ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出ます。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに市議会に報告します。

5 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出ます。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

6 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や区長協議会長等の地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行います。

(2) ボランティア団体に対する支援

① 受入窓口の開設

市は、ボランティア関係団体と相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入窓口を開設します。

② ボランティアの受入れ

市は、ボランティア関係団体と連携し、各避難所などのボランティアニーズ（種類、人数等）を把握し、相互に連絡・調整を図ったうえ、ボランティアの受入れができる体制の整備に努めます。

③ ボランティア活動への対応

ア ボランティア関係団体からの申し出があった場合でも、活動の安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の発生状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断します。

イ 安全の確保が十分であると判断した場合には、次の事項に配慮しながら県及びボランティア関係団体と相互に協力し、その技能の効果的な活用ができるように努めます。

(ア) 被災地又は避難先地域における要望や活動状況の把握

(イ) ボランティアへの情報提供

(ウ) ボランティアの生活環境への配慮

(エ) 避難所等に臨時に設置されるボランティアセンターにおけるボランティアの登録・派遣調整など、受入体制の確保

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図ります。

7 住民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請します。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮します。

○ 避難住民等の誘導

○ 避難住民等の救援

○ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

○ 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが、極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 警報の内容の伝達等

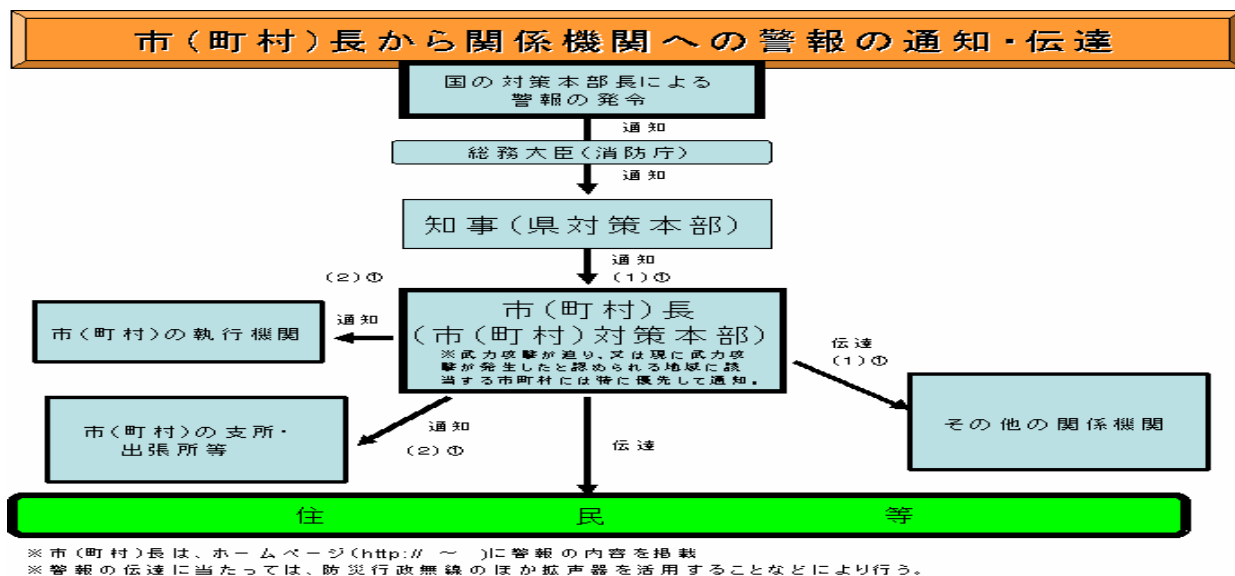
(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民等や関係のある国公私 of 団体（消防団、区長協議会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会議所、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達します。
- ② 市は、県との役割分担に応じ、県が平素から情報収集した大規模集客等施設に警報の内容を伝達します。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、本市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知します。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>）に警報の内容を掲載します。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行います。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、移動系防災行政無線で国が定めたサイレンを広報車を使用し、最大音量で鳴らして住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図ります。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民等に周知を図ります。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、区長協議会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用します。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備します。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、

自主防災組織、区長協議会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮します。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図ります。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉部局との連携の下で、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努めます。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととします。（その他は警報の発令の場合と同様とします。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とします。

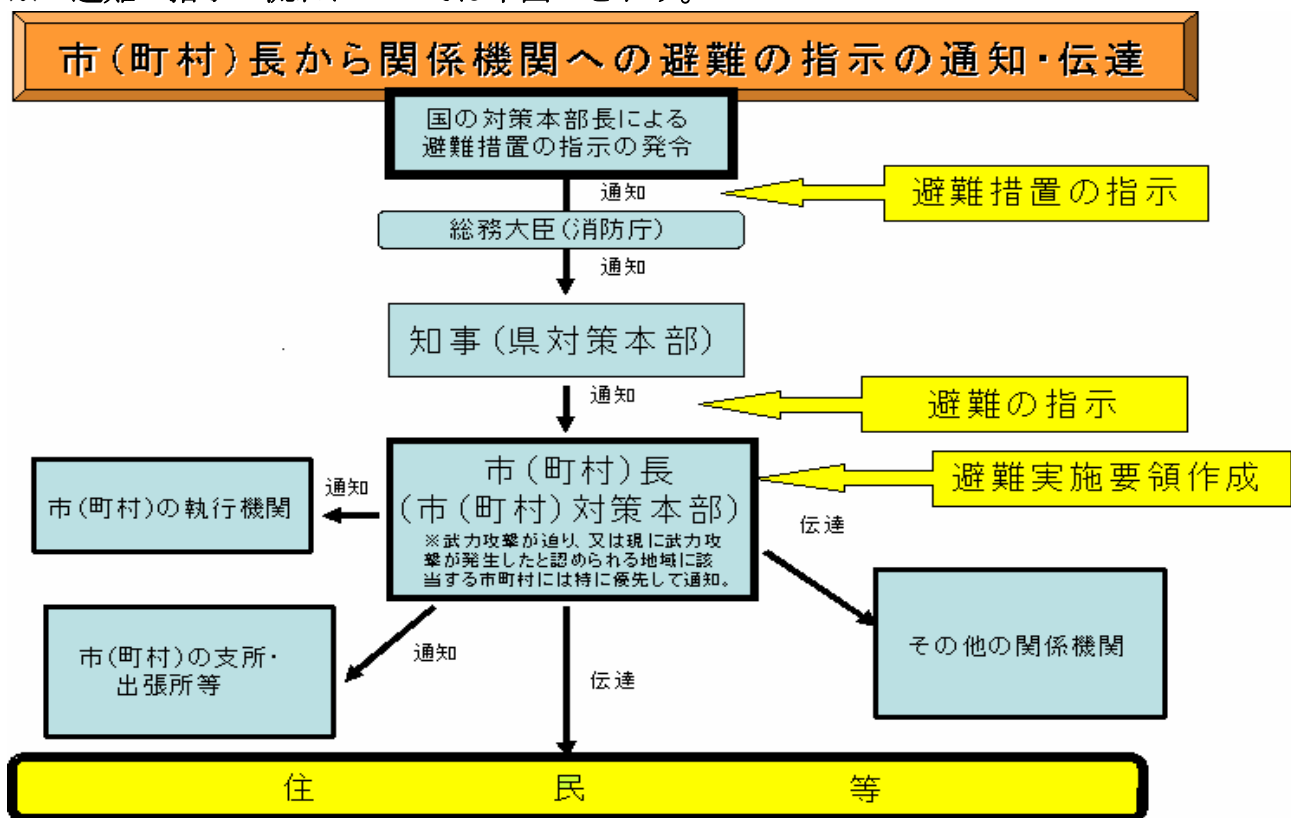
第2 避難住民等の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなります。市が住民等の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民等の誘導について、以下のとおり定めます。

1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供します。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達します。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



※市(町村)長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ県が策定した避難実施要領のモデルを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に配慮します。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正します。

ア 避難実施要領に定める事項（法定事項）

- (ア) 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- (イ) 避難住民等の誘導の実施方法、避難住民等の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民等の誘導に関する事項
- (ウ) その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の作成にあたっての主な注意事項

市は、避難実施要領を作成するときは、次の点に配慮します。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもあり得ます。

- (ア) 避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、区長協議会、町内会、事務所など、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載すること。
- (イ) 避難先の住所や施設名を可能な限り具体的に記載すること。
- (ウ) 避難住民等の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所の住所や場所を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載すること。
- (エ) 避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を、可能な限り具体的に記載すること。
- (オ) 集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、災害時要援護者への配慮事項など、集合に当たっての避難住民等が留意すべき事項を記載すること。
なお、高齢者、障害者など災害時要援護者の所在を確認して避難を促すこと。
- (カ) 集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間や避難経路など、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載すること。

と。

- (キ) 避難住民等の避難誘導が速やかにかつ円滑に行えるよう、市職員、消防団員の配置や担当業務を明示するとともに、その連絡先などを記載すること。
- (ク) 高齢者、障害者など、災害時要援護者の避難誘導を円滑に実施するため、対応方法を記載すること。
- (ケ) 避難を必要とする地域に残留者が出ないよう、残留者の確認方法を記載すること。
- (コ) 避難誘導中に避難住民等へ食料、水、医療、情報などを速やかにかつ適切に提供できるよう、それら支援内容を記載すること。
- (サ) 避難住民等の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載すること。
- (シ) 避難誘導から離脱してしまうなど、問題が発生した際の緊急連絡先を記述すること。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮します。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民等の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要援護者の避難方法の決定 (災害時要援護者支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡します。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻

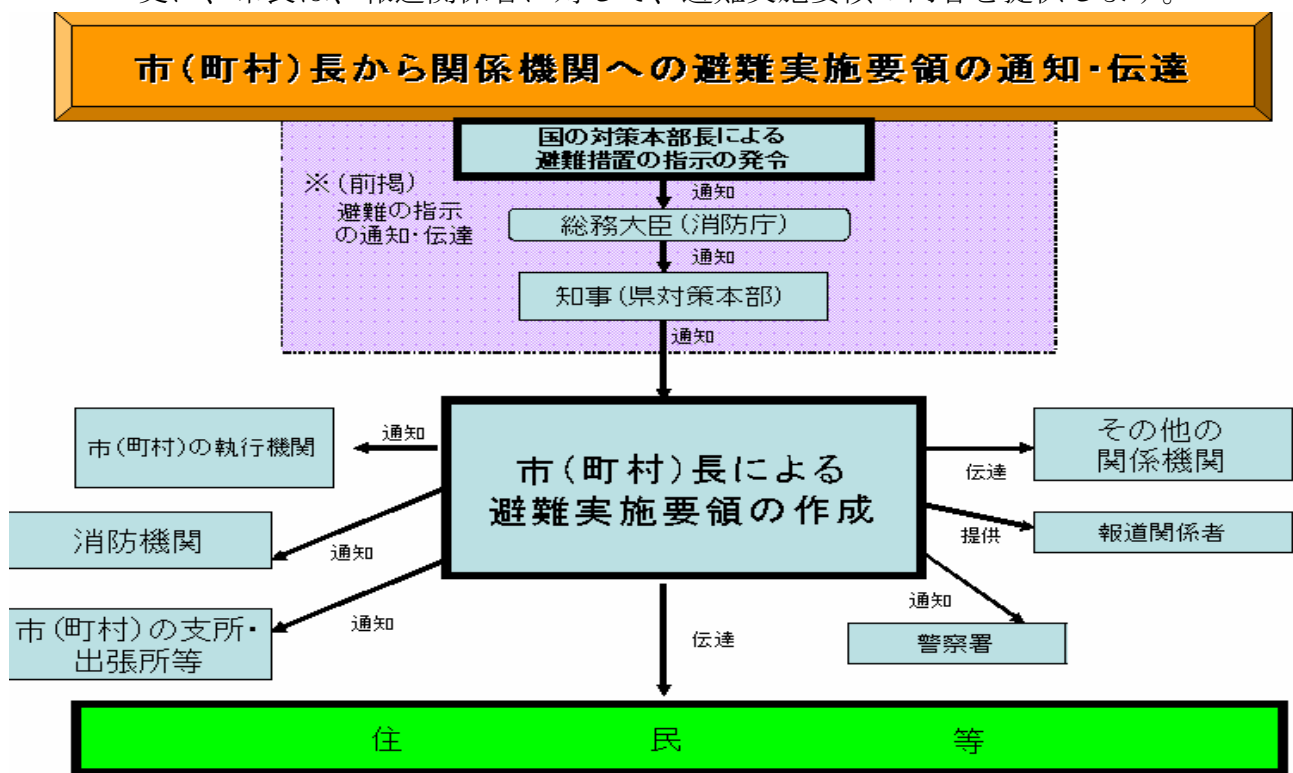
撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめておきます。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民等や関係のある公私の団体に伝達します。その際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努めます。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方連絡部長並びにその他の関係機関に通知します。

更に、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供します。



3 避難住民等の誘導

(1) 市長による避難住民等の誘導

市長は、県から避難の指示を受けたときは、避難実施要領で定めるところにより、本市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民等を誘導します。その際、避難実施要領の内容に沿って、区長協議会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行います。ただし、緊急の場合には、この限りではありません。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導

の円滑化を図ります。また、職員には、住民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させます。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど、住民等の不安軽減のため必要な措置を講じます。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民等の誘導を行います。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、区長協議会等と連携した避難住民等の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行います。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、本市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民等の誘導を要請します。

また、警察官等が避難住民等の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう、所要の調整を行います。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行います。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民等の誘導に当たっては、自主防災組織や区長協議会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民等の誘導に必要な援助について、協力を要請します。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民等の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供

給、医療の提供その他の便宜を図ります。

市長は、避難住民等の心理を勘案し、避難住民等に対して、必要な情報を適時適切に提供します。その際、避難住民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供します。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとします。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行います。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努めます。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、県や本市地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して、所要の措置を講ずるよう努めます。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努めます。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民等の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行います。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意します。

また、避難住民等の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請します。

市長は、知事から、避難住民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、そ

の指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じます。

(12) 避難住民等の運送の求め等

市長は、避難住民等の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民等の運送を求めます。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知します。

(13) 避難住民等の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民等の復帰に関する要領を作成し、避難住民等を復帰させるため必要な措置を講じます。

4 避難住民等の受入れ

国からの避難に関する通知を受け、市内に避難する人を受入れる地域がある場合は、市長は、県と連携し、避難施設の開設など、受入れの準備を行います。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、市対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民等の誘導を実施することが基本です。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じますが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本です。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民等を要避難地域の外に避難させることとなります。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

- ③ 以上のことから、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとします。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられます。

○ 昼間において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなります。

特にこの場合、初動時には、住民等の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要です。

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民等は屋内に避難することが基本です。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となります。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対 策 本 部 長	警報の発令、避難措置の指示 (その他、記者会見等による国民への情報提供)
知 事	避難の指示
市 長	避難実施要領の策定

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であります。

このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってきます。このため、すべての市に着弾の可能性があります。このため、対応を考える必要があります。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとします。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしないものとします。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を、関係機関の協力を得て行います。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行います。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して、国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請します。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市との調整を行うよう要請します。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援

の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施します。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民等の運送の求めに準じて行います。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき、救援の措置を行います。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請します。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施します。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に配慮します。

4 救援物資等の確保

(1) 救援物資の売渡要請等

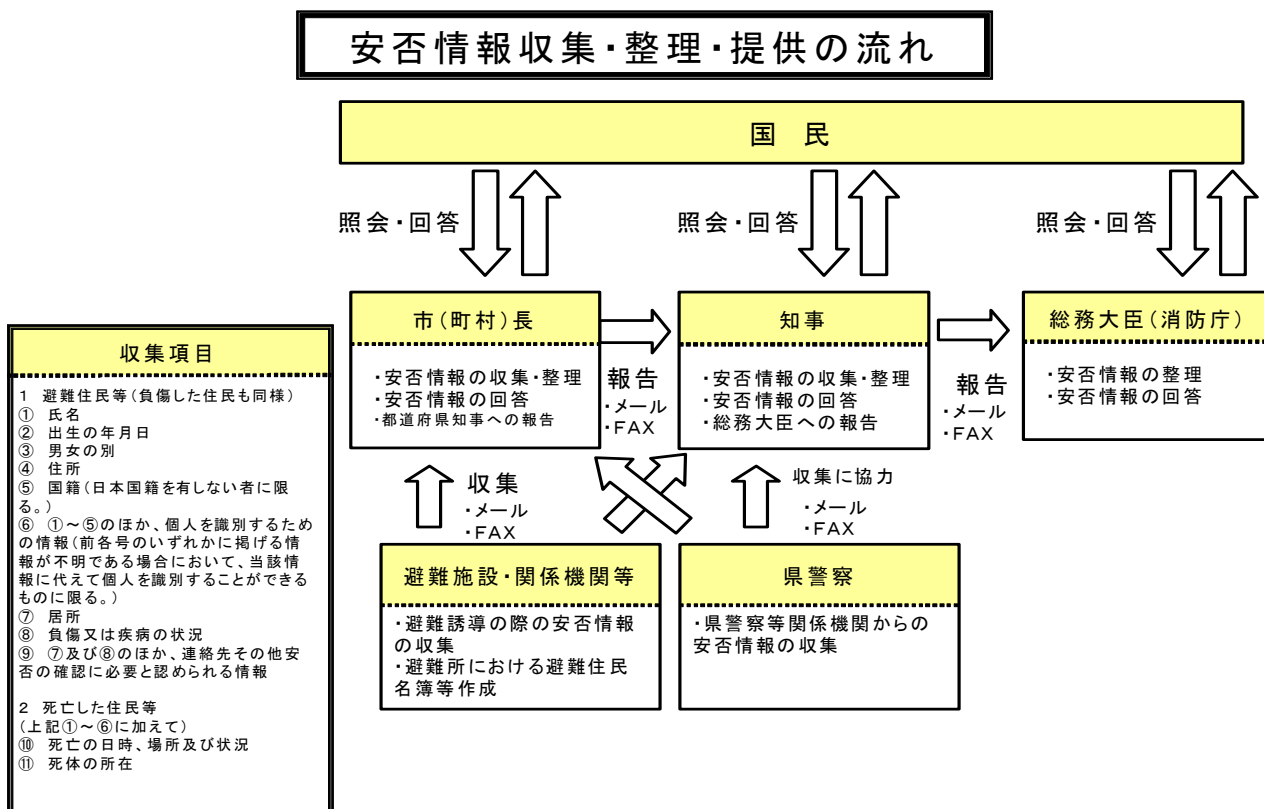
市は、県からの要請があり、救援を行うため緊急性ややむを得ない場合と認めるときは、政令で定める公用令書を交付して、次の措置を実施します。

- ① 救援の実施に必要な食品、医薬品、寝具、その他（医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）の物資であって、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送事業者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する特定物資の売り渡しの要請
- ② ①の売り渡しの要請に対し、正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が応じない場合の特定物資の収用

- ③ 特定物資を確保するための保管命令
- ④ 避難施設や臨時の医療施設を開設するための土地や建物の使用（原則、土地や建物の所有者及び占有者の同意が必要）
- ⑤ 特定物資の収用、保管命令、土地や建物の使用に必要な立入検査
- ⑥ 特定物資の保管を命じた事業者に対する報告の求め及び保管状況の検査

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を十分考慮のうえ、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定めます。



※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、上記のとおりである。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、学校、大規模事業所等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行います。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協

力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに配慮します。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておきます。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付します。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行います。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に、住民等に周知します。
- ② 住民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第2号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けます。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付けます。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する様式第3号により、当該照会に係る者が避難住民等に該当するか否か、及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第3号により回答します。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握します。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分注意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底します。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報の保護の観点から特に配慮が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社群馬県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、3（2）（3）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行います。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に努めながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定めます。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、本市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じます。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請します。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講じます。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかにその旨を市長に通報します。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知します。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民等に対し退避の指示を行います。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行います。

【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や屋内等に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

【屋内退避の指示について】

市長は、住民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡します。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行います。

退避の必要がなくなったとして指示を解除した場合も、同様に伝達等を行います。

す。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について、調整及び協力を行います。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮します。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行います。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させます。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定します。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行います。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定します。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民等に広報・周知します。また、放送事業者に対してその内容を連絡します。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じます。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に

迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保します。

- ④ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について、調整及び協力を行います。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図ります。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示します。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講じます。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻

撃災害を防除し、及び軽減します。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行います。

(3) 相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、本市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行います。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ、又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請します。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行います。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行います。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。

-
- ・ トリアージ：災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を付け、限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行います。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど、安全の確保のための必要な措置を行います。
- ③ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し、情報の提供及び支援を行います。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動します。
- ⑤ 市長及び消防長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとします。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関し、以下のとおり定めます。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集します。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行います。また、自ら必要があると認めるときも、同様とします。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行います。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めます。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講じます。(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じます。)

2 危険物資等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命じます。

なお、避難住民等の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行います。

※ 危険物質等について、市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- (1) 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- (2) 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第12条の3、毒物劇物については国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めます。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めます。

第4 N B C攻撃による災害への対処等

市は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講じます。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 N B C攻撃による災害への対処

(1) N B C攻撃に対する応急措置の実施

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、災害が発生した直後の応急措置や状況に応じた対応については、県国民保護計画に準じ、次のとおり対処します。

① 連絡体制及び初動体制

関係機関（市、県、県警察、消防機関、医療機関）は、自衛隊と協力しつつ、相互の連絡体制を整備し、連絡窓口などに変更があった場合は、速やかに相互に変更点を連絡することとします。

N B C攻撃の疑いや、それらの攻撃の連絡を受けた機関は、速やかに他の関係機関にその内容を連絡することとします。

② 現場における応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、応急措置を行う現地関係機関同士の情報の共有、役割分担、被害状況の広報の協議及び調整を行い、相互の円滑な連携を確保します。

市長は、被害現場周辺の状況の変化に応じて、現場及び汚染が拡大すると予想される地域の住民等に対し、応急措置として、退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

県警察は、関係機関とともに、交通の規制、被災者の救助などの活動を行うこととします。

③ 汚染物質の特定における連携

ア 汚染物質の特定

市長は、汚染物質の特定については、県警察において応急的に汚染物質の鑑定を行うとともに、県警察だけで鑑定できない場合には、県衛生環境研究所において鑑定を実施します。

県警察及び消防機関の職員は、それぞれが保有する検知資機材を用いて、現場において汚染物質の特定に努めます。

イ 汚染物質の特定に当たっての情報交換

各関係機関は、現場の被害状況や被害者の言動などの情報、被害者の搬送中の症状などについて、県警察に連絡します。

医療機関は、受け入れた被害者の症状について、関係機関相互に連絡します。

各関係機関は、被害者の血液、吐しゃ物などの検体を入手した場合、鑑定機関に送付し、検査及び分析を行います。

ウ 特定された後の情報伝達

鑑定機関によって汚染物質が特定された場合や、何らかの情報が判明した場合は、速やかに各関係機関に連絡し、情報の共有化を図ります。

(2) 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮します。

2 汚染原因に応じた対応

(1) 基本的な対応

市は、NBC攻撃が発生した場合の対応は、それぞれの汚染原因に応じて、国（厚生労働省及び農林水産省等）及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じます。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告します。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させます。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行います。また、保健所が設置されている市においては、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行います。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行います。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性があります。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性を考慮して、特に注意が必要です。

このため、市の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に配慮しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点から、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとします。

(2) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使します。

	対 象 物 件 等	措 置
1 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命じます。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2 号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命じます。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3 号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4 号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5 号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6 号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の1号から4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知します。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知します。

上記表中5号及び6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示します。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行います。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中5号及び6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(3) 土地等への立ち入り

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、(1)の措置を行うために必要があるときは、措置に当たる職員に、土地、建物その他の工作物などへ立ち入らせることができます。

なお、他人の土地などへ立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示します。

3 国の対策本部等との緊密な連携

(1) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じます。

(2) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報を基に、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行います。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり、必要な事項について以下のとおり定めます。

○被災情報の収集及び報告

- ① 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集します。
- ② 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行います。
- ③ 市は、被災情報の収集に当たっては、県を経由して消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告します。
- ④ 市は、第一報を県を経由して消防庁に報告した後も、随時、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により、県が指定する時間に県に対し報告します。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県を経由して消防庁に報告します。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定めます。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施します。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施します。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行います。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施します。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施します。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上注意すべき事項等について、住民等に対して情報提供を実施します。

② 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備します。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して、水道水の緊急応援にかかる要請を行います。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を、県と連携し実施します。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせます。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導します。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して、他の市町村との応援等にかかる要請を行います。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定めます。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、住民等の生活との関連性が高い物資若しくは役務又は経済活動上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力します。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、学用品の給与、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講じます。

(2) 税の徴収猶予及び減免等

市は、被災者の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施します。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために、必要な措置を講じます。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理します。

4 支援措置の広報

市は、被災者及び事業者の自立に対する援助、助成措置について、広報に努めます。

第 1 1 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定めます。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

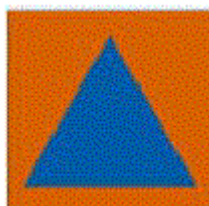
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

イ 身分証明書

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面		裏面	

（日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 3 2 1 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

① 市長

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めます。